

第202000342785号
令和3年3月30日

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

「鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領」の一部改正について（通知）

本県の高齢者福祉施策の推進については、日頃、格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、厚生労働省老健局より通知がありました「介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和3年3月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長他通知、介護保険最新情報 Vol.943）」を受け、この度、「鳥取県介護事業者における事故発生時の報告要領（以下、「報告要領」という。）」を下記のとおり、一部改正しましたので、通知します。

については、貴法人が運営する各事業所・施設に周知いただくとともに、令和3年4月1日以降は、改正後の報告要領により、御報告いただきますようお願いいたします。

記

1 改正概要

- ・本報告要領で定める事故報告書の様式について、改正後は、今回厚生労働省において作成された様式に変更（統一）する。
- ・事故発生後の第1報について、これまで電話（口頭）等により報告を求めていたが、改正後は、事故報告書の様式に可能な限り記載し、速やかに様式を提出することとする。
- ・事故報告書の提出方法について、これまでファクシミリによる様式の提出を基本としていたが、改正後は、電子メールによる提出を基本とする。

2 留意事項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条等の規定に基づく各市町村への報告は、本報告とは別に従来どおり行ってください。

(添付資料)

- ・「介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和3年3月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長他通知）〔介護保険最新情報 Vol.943〕」

(当課ホームページ)

改正後の報告要領は以下のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/206649.htm>

【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
介護保険・施設担当 上田
電 話：0857-26-7175
ファクシミリ：0857-26-8168
電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp